

# 平成 17 年度水防月間実施要綱（抄）

## 1. 目 的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。

## 2. 運動のテ - マ

洪水から守ろうみんなの地域

## 3. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県は、出水期を前にしたこの月間内に、水防の意義及び重要性について国民の理解を深めるとともに、水害の恐ろしさや水防に対する国民の関心を高めるよう次に掲げる活動を積極的に実施する。

### 水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及

#### （1）広報活動等の推進

水防の意義及び重要性等について、報道関係機関の協力やインターネット等を有効活用し、積極的に広報活動を行う。

広報誌、ポスタ -、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に浸透するよう努める。

水防に関する各種の行事を行う。

避難場所の周知等

ハザードマップ等を活用し、洪水時の浸水想定区域や区域内の地下施設等における避難行動が迅速かつ的確に行われるよう、地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等を設け又は見直しを行い、重要水防箇所と併せて地域住民に周知するとともに、地域住民参加による避難訓練を実施する。

#### （2）水防演習の実施

関係機関との連携と水防体制の強化を期するとともに、水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、水防演習を実施する。

多くの地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加するよう関係機関と協力して、総合的な演習を実施するよう努める。

## 水防体制の強化

### (1) 洪水予報、水防警報、水位の通報等の情報伝達演習等

洪水予報、水防警報、水位の通報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、量水標管理者及び水防団を含め、総合的な情報伝達演習を行う。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練も実施する。

また、高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設および地下施設に対しては、適切な情報提供などにより警戒避難体制等の充実・強化を推進する。

### (2) 水防資器材の点検、整備

地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うものとする。

### (3) 重要水防箇所の周知徹底等

洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、水防に必要な情報の交換等を行う。

また、地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者等と連携した情報伝達、避難体制の整備等を行う。

### (4) 水防研修等の充実

### (5) 水防団員の所属する事業所に対する協力依頼

サラリーマンである水防団員が安心して水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所の理解と協力を得られるよう、積極的に働きかけていく。

## 河川管理施設等の点検、整備等

河川の巡視を行い、河川管理施設、許可工作物等の安全性について点検し、

(1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずる。

(2) 許可工作物等については管理者に点検、整備を十分行わせるとともに、管理者の立会いを求めて点検の結果を確認する等適切な指導監督を行う。

- ( 3 ) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行う。
- ( 4 ) 特に、堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲ - トの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行う。

### **水防功勞者の表彰**

水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体を表彰する。